



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年10月6日(金) 第10140号

目次

ページ

告 示

○群馬県准看護師試験の実施(医務課)	2
○解除予定保安林(森林保全課)	3
○同	3
○同	3
○道路の供用開始(道路管理課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	4
○同	4
○同	5
○同	6

公 告

○土地改良事業計画の変更に係る縦覧(農村整備課)	7
○同	7
○建築業法第28条第3項の規定による公告(建設企画課)	7
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧(都市計画課)	8
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同)	8
○開発工事の完了(建築課)	9

■ 告 示

◎群馬県告示第266号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、群馬県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和5年10月6日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 試験日時及び方法 令和6年2月4日（日）午後1時30分から 筆記試験
- 2 試験場所 前橋市岩神町1丁目2番1号 日本トーターグリーンドーム前橋
- 3 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第23条に掲げる試験科目
- 4 受験資格 保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者
- 5 提出書類
 - (1) 受験願書
 - (2) 受験資格を証明する書類 卒業証明書若しくは修業証明書又は卒業見込証明書若しくは修業見込証明書
ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者は、令和6年3月11日（月）午後5時までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。令和6年3月11日（月）以降に卒業（修業）見込みの者は、同月25日（月）午後5時までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。
なお、期限内に未着の場合は、当該受験を無効とする。
 - (3) 写真 出願前6月以内に、脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもの
 - (4) 受験票
- 6 受験料 6,900円（群馬県収入証紙又は払込書による。）
なお、納付された受験料は、返還しない。
- 7 受験願書の提出期間 令和5年12月4日（月）から同月8日（金）
 - (1) 持参の場合 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
ただし、持参を希望する日の前日午後4時までに、医務課看護係あて、事前予約を行うこと。事前予約なく来庁した場合は、受け付けられないこともあるので注意すること。
 - (2) 郵送の場合 令和5年12月8日（金）までの消印のあるものを有効とする。
- 8 受験願書の提出先 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県健康福祉部医務課看護係
- 9 受験票の交付 受験願書受理後、受験票を送付する。
- 10 合格発表 令和6年3月12日（火）午前10時 群馬県ホームページにおいて発表する。
- 11 試験結果の開示 令和6年3月12日（火）から同年4月11日（木）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記8の場所において行う。
- 12 その他
 - (1) 試験会場の収容人数に達し次第、願書の配布は終了する。
 - (2) 試験について不明な点は、群馬県健康福祉部医務課看護係（電話027-226-2538）に問い合わせること。

◎群馬県告示第267号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 川場村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 利根郡片品村大字戸倉字金井沢891の50
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第269号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 利根郡片品村大字戸倉字金井沢891の52
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	麦倉川俣停車場線	邑楽郡明和町中谷200番の1地先から同郡同町同127番の1地先まで	令和5年10月6日

◎群馬県告示第271号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

塩之沢9地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県多野郡上野村大字檜原字下夏内の区域内の土地のうち、次の1点から6点までを順次結んだ線及び1点と6点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 1点 北緯36度06分52秒7287
東経138度43分25秒1086
- 2点 北緯36度06分52秒0098
東経138度43分25秒2675
- 3点 北緯36度06分50秒7056
東経138度43分24秒9770
- 4点 北緯36度06分50秒7560
東経138度43分23秒9306
- 5点 北緯36度06分51秒5110
東経138度43分22秒9034
- 6点 北緯36度06分52秒6715
東経138度43分24秒4469

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県藤岡土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第272号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

新羽（向屋2）地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県多野郡上野村大字新羽字坂ノ上、字地神ノ前及び字今井平の区域内の土地のうち、次の1点から4点まで

を順次結んだ線及び1点と4点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 1点 北緯36度04分52秒5452
東経138度47分24秒3264
- 2点 北緯36度04分54秒9668
東経138度47分21秒2481
- 3点 北緯36度04分57秒4019
東経138度47分21秒2874
- 4点 北緯36度04分53秒0726
東経138度47分26秒8459

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県藤岡土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第273号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

三岐（C）地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県多野郡上野村大字檜原字浜平及び字中ノ沢の区域内の土地のうち、次の1点から14点までを順次結んだ線及び1点と14点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 1点 北緯36度04分12秒1789
東経138度42分13秒8782
- 2点 北緯36度04分12秒8519
東経138度42分12秒1945
- 3点 北緯36度04分14秒2736
東経138度42分10秒1196
- 4点 北緯36度04分16秒0094
東経138度42分10秒2154
- 5点 北緯36度04分16秒0715
東経138度42分09秒7596
- 6点 北緯36度04分16秒5264
東経138度42分09秒1477
- 7点 北緯36度04分17秒1409
東経138度42分09秒7727
- 8点 北緯36度04分17秒4760
東経138度42分10秒6162
- 9点 北緯36度04分17秒5384
東経138度42分11秒5514
- 10点 北緯36度04分17秒2432

東経138度42分11秒9537
11点 北緯36度04分16秒5522
東経138度42分11秒9302
12点 北緯36度04分15秒6181
東経138度42分14秒4777
13点 北緯36度04分14秒3805
東経138度42分13秒1614
14点 北緯36度04分14秒4061
東経138度42分14秒6280

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県藤岡土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第274号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

乙母地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県多野郡上野村大字乙母字峯及び字居平の区域内の土地のうち、次の1点から10点までを順次結んだ線及び1点と10点を結んだ線に囲まれた土地の区域

1点 北緯36度05分08秒4013
東経138度46分24秒2299
2点 北緯36度05分08秒6840
東経138度46分24秒5925
3点 北緯36度05分08秒9726
東経138度46分26秒5684
4点 北緯36度05分08秒7377
東経138度46分27秒1971
5点 北緯36度05分08秒6136
東経138度46分28秒3135
6点 北緯36度05分05秒7205
東経138度46分28秒1349
7点 北緯36度05分05秒7270
東経138度46分27秒1650
8点 北緯36度05分05秒9620
東経138度46分26秒5362
9点 北緯36度05分05秒8844
東経138度46分25秒3778
10点 北緯36度05分05秒6043

東経138度46分25秒0307

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県藤岡土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により県営仙之入土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和5年10月10日から同年11月7日まで
- 3 縦覧に供する場所 嬭恋村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により県営仙之入土地改良事業（農業用排水）の計画を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和5年10月10日から同年11月7日まで
- 3 縦覧に供する場所 嬭恋村役場

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分をした日 令和5年9月26日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
(株) シノハラゼネラル	前橋市東片貝町705-2	篠原 俣太	群馬県知事許可（般・特一2）第4758号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 水道施設工事業、とび・土工工事業及び管工事業のうち、公共工事に係るもの
 - (2) 期間 令和5年10月11日から令和6年10月10日までの1年間

4 処分の原因となった事実 (株) シノハラゼネラルの代表取締役(当時)は、令和2年6月1日に前橋市が執行した「上川淵地区配水管布設替工事(施震第3号)」の指名競争入札に関し、同市副市長(当時)から同入札に関する秘密事項である同工事の予定価格の教示をあらかじめ受け、入札執行日に同業者に同予定価格に近接する金額で入札させて同案件を落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。さらに、代表取締役(当時)は、前橋市が執行した、令和2年9月9日の「桂萱地区溝蓋設置工事(道水第7号)」、同年10月13日の「農業水路等長寿命化・防災減災事業 荒砥北部地区パイプライン弁類改修工事(第2号)」及び令和3年1月26日の「上川淵地区配水管布設替工事(施道第20号)」の3件の指名競争入札に関しても、同市副市長(当時)から同入札に関する秘密事項である同工事の予定価格の教示をあらかじめ受け、同業者に同予定価格に近接する金額で入札させて同案件を落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。これにより、前橋地方裁判所から令和5年6月15日に懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を受け、同月30日にその刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当し、同条第3項に基づき営業停止処分とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、太田都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画区域区分 (1) 東金井工業団地南地区 (2) 富若西地区 (3) 新田東部工業団地西地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 東金井工業団地南地区
変更する部分 太田市東金井町の一部
 - (2) 富若西地区
変更する部分 太田市富若町、東金井町、只上町及び東今泉町の各一部
 - (3) 新田東部工業団地西地区
変更する部分 太田市新田小金井町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所及び太田市都市政策部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和5年10月6日から同月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画地区計画 千代田町中心拠点地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年9月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字海老瀬字北7317-3	邑楽郡板倉町大字海老瀬7317番地の1 須藤拓也、須藤杏菜
2	邑楽郡千代田町大字新福寺字道南370-8	邑楽郡邑楽町大字鶉792番地1 ガーベラマンション103 斎藤誠也、斎藤彩希
3	邑楽郡千代田町大字赤岩字行人塚1161-1、 1161-2	邑楽郡千代田町大字赤岩1108番地の1ベルデュール102 佐藤幸宏、佐藤亜里紗
4	邑楽郡邑楽町大字篠塚字陣屋2005-1	邑楽郡邑楽町大字篠塚2005番地3 増尾明朗、増尾千晴
5	邑楽郡邑楽町大字狸塚字江原2502-4	館林市堀工町1694番地の1ピュアボヌールB-101 柿沼秀行
6	佐波郡玉村町大字板井字太夫塚1176-36、 1176-39	高崎市下中居町385番地スタージスC101号 町田拓巳、町田栞

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111